

熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

制定	昭和63年10月1日保健衛生局長決裁
改正	平成元年4月1日保健衛生局長決裁 (略)
	令和3年3月30日 市長決裁
	令和4年3月29日 市長決裁
	令和4年4月1日浄化対策課長決裁
	令和5年3月29日 市長決裁
	令和5年4月1日浄化対策課長決裁
	令和5年10月1日浄化対策課長決裁
	令和6年3月5日浄化対策課長決裁
	令和7年3月27日浄化対策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽を設置する者に対する熊本市合併処理浄化槽設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (3) 既存の建築物 次に掲げる建築物以外の建築物をいう。
 - ア 新築された建築物
 - イ 増改築された建築物であつて、当該増改築に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物
- (4) 転換 既存の建築物で使用している単独処理浄化槽を廃止し、当該既存の建築物に浄化槽を設置するもの（単独転換）、又は既存の建築物で使用しているくみ取り便槽を廃止し、当該既存の建築物に浄化槽を設置するもの（くみ取り転換）をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる区域以外の地域とする。ただし、下水道事業計画区域内であっても、下水道の整備が当分の間見込まれない区域で、かつ、市長が特に必要と認め、別に指定する区域については、補助対象地域とすることができる。

- (1) 下水道事業計画区域（旧下水道事業認可区域）
- (2) 農業集落排水事業採択区域
- (3) 開発行為による集合排水処理区域

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、専用住宅及び併用住宅（人の居住の用に供する家屋の部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。以下同じ。）とする。ただし、賃貸を目的とするもの及び宿舍等を除く。

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象地域において浄化槽法に基づく設置に係る手続を適正に完了すること。
- (2) 市税の滞納がない個人であること。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (4) 次の各号のいずれかに定める浄化槽を設置すること。ただし、設置する浄化槽は環境省が示す環境配慮型浄化槽に限る。
 - ア 1棟の専用住宅に転換に伴い設置する、10人槽以下の浄化槽
 - イ 1棟の併用住宅に転換に伴い設置する、人の住居の用に供する家屋の部分の処理対象人員が10人槽以下の浄化槽

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、当該取消しの日から5年を通過しない者は補助の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、浄化槽の設置に要する費用、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去に要する費用、宅内配管工事に要する費用とし、補助金の額は別表1に掲げる区分につき、それぞれ同表に定める額を限度額とし、それぞれの工事費と比較していずれか低い額の合計金額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

- 2 前項の場合において、補助の対象となる建築物が併用住宅であるときは、熊本市浄化槽構造要領（昭和63年5月23日保健衛生局長決裁）第2条に基づき、人の居住の用に供する家屋の部分の処理対象人員を算定し、補助金の額を決定する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事の施工前に、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付申請は当該年度分に限る。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定をする。

- 2 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容を補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(変更申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、申請を取り消そうとするとき、又は申請の内容を変更しようとするときは変更承認申請書（第3号様式）を当該年度の2月20日までに市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更通知書（第4号様式）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(設置工事の完了)

第10条 申請者は、浄化槽を設置したときは、熊本市浄化槽取扱要綱（昭和63年5月23日制定）に定める工事完了検査を当該年度の3月10日までに受けなければならない。

- 2 設置工事は、前項の検査を受検し、検査結果が良となったときをもって完了とする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助金に係る設置工事完了後1箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を審査し、設置工事が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

- 2 実績報告書提出時に、補助対象地域から外れた場合は、補助金の交付額の確定を認めない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他、市長が補助することが適当でないとしたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金返還命令書（第8号様式）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(違約加算金)

第16条 申請者は、第14条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。（他の補助金等の一時停止等）

第17条 市長は、申請者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（浄化槽の維持管理）

第18条 申請者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽が正常に機能するよう、熊本市浄化槽取扱要綱第3条に規定する一括契約を締結し、適正な維持管理を行うこと。

（単独処理浄化槽等の廃止）

第19条 申請者は、浄化槽を設置しようとする敷地内に、単独処理浄化槽又はくみ取便所があるときは、これを廃止するものとする。ただし、くみ取便所について、自家処理をする場合その他廃止しない相当の理由がある場合は、この限りではない。

（処分の制限）

第20条 補助金を受けて浄化槽等を設置した者は、市長の承認を受けずにその浄化槽等を処分してはならない。ただし、補助金を交付した年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した場合は、この限りでない。

（申請者の死亡）

第21条 申請者が死亡した場合、申請者の相続人は、申請者が保有しているこの要綱に基づく権利及び義務を、代表して引き継ぐ者（以下「権利承継者」という。）を決定し、権利承継届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

（略）

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。なお、この要綱の継続については、期間終了までに判断するものとする。

別表 1

区分	補助限度額		
	5 人槽	7 人槽	10 人槽
① 転換 (浄化槽本体工事)	444,000 円	486,000 円	585,000 円
② 転換 (宅内配管工事)	300,000 円		
③ 単独処理浄化槽 撤去工事	120,000 円		
④ くみ取り便槽 撤去工事	90,000 円		

第 1 号様式（第 7 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 住所

氏名

年度において合併処理浄化槽を設置したいので、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

設置場所	熊本市
住宅の種類 及び浄化槽人槽	☐ 専用住宅（ 人槽） ☐ 併用住宅（住居部分 人槽）（その他 人槽）
浄化槽設置区分	☐ 単独転換（既存単独処理浄化槽の処理対象人員： 人槽） ☐ 汲取転換
単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去	☐ あり ☐ なし 撤去できない理由 ☐ 撤去することで、家屋や塀などの損壊につながる恐れがあるため ☐ 家屋や車庫などの床下にあるため ☐ その他（具体的に記載： ）
補助金交付申請額	¥
浄化槽の設置予定工期	年 月 日から 年 月 日まで
届出受付番号	（建・浄・機変） 年 月 日 第 号

☐当該浄化槽について、熊本市浄化槽取扱要綱等に基づき、保守点検、清掃及び法定検査を適正に行うことを誓約します。

☐熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しないことを誓約します。

【添付書類】

- 1 内訳を記載した工事費見積書の写し
- 2 市税滞納有無調査承諾書
- 3 他の者に手続を委任するときは、委任状
- 4 浄化槽法第 7 条水質検査依頼書（既に提出している場合は不要）
- 5 維持管理等一括契約書の写し（既に提出している場合は不要）
- 6 その他市長が必要と認める書類

補助金交付決定通知書

浄対発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置補助金について、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

補助金の交付決定額	¥
交付の注意点 1 補助金は、設置工事完了後に確定した額の請求により交付します。 2 設置工事の内容を変更しようとするとき、設置工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は設置工事が予定の期間内に完了しないときは、市長の承認を受ける必要があります。 3 熊本市補助金等交付規則及び熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱を遵守して下さい。 4 設置工事完了（工事完了検査が良となったとき）後、1 ヶ月以内又は当該年度の 3 月 1 5 日のいずれか早い日までに実績を報告して下さい。 5 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。 6 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがあります。 ※ 実績報告書提出時に、補助対象地域から外れたときは、交付決定後でも補助金が交付されませんので、あらかじめご了承ください。	

第 3 号様式（第 9 条関係）

変更承認申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 住所

氏名

合併処理浄化槽設置補助金について、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請内容を変更したいので承認願います。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

(1) 補助金交付決定書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第9条関係）

補助金交付変更通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

年 月 日付け浄対発第 号で交付決定した合併処理浄化槽設置補助金について、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助金 円
- 2 理由

- ## 2 理由

実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 住所

氏名

合併処理浄化槽の設置工事を完了したため、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 1 1 条の規定により次のとおり報告します。

完了検査結果が 良となった日	年 月 日
補助金の交付決定額	¥
設置工事費の精算額	¥

※ 添付書類は別紙の通り

【別紙：添付書類】

1 内訳を記載した工事費請求書又は領収書の写し

2 設置工事の各工程ごとの写真

(1) 設置工事 次の①～⑮を提出

※写真上でスケールが確認できるよう、必要に応じて拡大写真を添付すること

※湧水があるときは釜場を設けて水中ポンプを設置している状況が確認できること

①着工前（工事業者及び設備士の標識看板が写ったもの）

②掘削完了（掘削深さがわかるスケールを設置すること）

③地業（栗石又は再生砕石の厚みがわかるスケールを設置すること）

④目潰し転圧（目潰し材を撒き転圧を行っている状況が確認できること）

⑤基礎底版コンクリート配筋状況（配筋のピッチがわかるようにスケールを設置すること ※配筋：D10-@200）

⑥基礎底版コンクリート打設完了（コンクリートの出来高（縦、横、厚み）がわかるようにスケールを設置すること）※ただし、既製の基礎コンクリートを使用する場合、既製の基礎コンクリート設置完了（縦、横方向において水平が確認できる様に水平器を設置）の写真を添付し、⑤及び⑥については不要

⑦浄化槽本体搬入（浄化槽の種類が確認できる写真）

⑧本体据付工事・水平確認（水平器を設置して水平状況を確認していること）

⑨水張り状況（埋め戻しの前に水張りを行うこと）

⑩埋め戻し工事・水締め状況

⑪上部スラブコンクリート配筋状況（配筋のピッチがわかるようにスケールを設置すること ※配筋：D10-@200）

⑫上部スラブコンクリート打設完了（コンクリートの出来高（縦、横、厚み）がわかるようにスケールを設置すること）

⑬かさ上げを行なった場合はかさ上げの状況（かさ上げ材の最低部から上部スラブの最上部までの距離がわかるようにスケールを設置すること）

⑭ブロワ設置状況

⑮工事完了

(2) 宅内配管工事 次の①～⑥を提出

①流入管、升工事着工前（トイレ、台所、風呂等について、それぞれの周辺状況と共に写すこと）

②流入管、升工事着工中（トイレ、台所、風呂等について、掘削後、それぞれの配管及び升の設置状況を写すこと）

③流入管、升工事完了（トイレ、台所、風呂等について、完了したことが分かるよう、それぞれの周辺状況と共に写すこと）

④放流管工事着工前（工事予定場所を写すこと）

⑤放流管工事着工中（掘削後、配管の設置状況を浄化槽と共に写すこと）

⑥放流管工事完了（完了したことが分かるよう、浄化槽と共に写すこと）

(3) 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事 次の①～⑤を提出

①撤去前 ②上部スラブ撤去状況 ③本体撤去状況 ④トラック等への積載状況

⑤撤去完了

3 保証登録証〔市町村用〕（10人槽以下のみ）

4 単独転換の場合は、浄化槽使用休止（廃止）届出書（熊本市浄化槽設置手続要領第4条関係別記第5号様式）の写し

5 登録浄化槽管理票〔C票〕（10人槽以下のみ）

6 全国浄化槽推進市町村協議会発行の登録証（10人槽以下のみ）

補助金交付確定通知書

浄対発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

年 月 日付で報告のあった合併処理浄化槽設置補助金について、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

ただし、当該浄化槽について、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱等の規定に反することがある場合、補助金の返還を請求することがあります。

また、補助金を交付した年度の翌年度の初日から起算して 1 0 年以内に当該浄化槽を処分する場合、市長の承認が必要となります。

記

¥

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 住所

氏名

合併処理浄化槽設置補助金について、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額	¥
-------	---

振込先 金融機関名	銀行・金庫・組合							
	本店・支店・営業部・出張所							
預金種別	普通							
口座番号	右詰で記入すること							
フリガナ 氏名								

※預金種別は普通のみとする。

補助金返還命令書

浄対発第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

熊本市長 印

熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	¥
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	一括返還
補助年度	年度
補助金の名称	熊本市合併処理浄化槽設置補助金
補助金の交付決定通知額	¥
補助金の既交付額	年 月 日 交付決定 年 月 日 交付確定 計 ¥
補助金の交付確定額	¥

担当課

浄化対策課

市 税 滞 納 有 無 調 査 承 諾 書

熊本市の合併処理浄化槽設置補助金申請に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について下記の内容を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 所在地又は住所

フリガナ

氏 名

電話番号

納税課確認欄

申請者

1. 滞納なし

2. 滞納あり

市民税（特徴・普徴） ・ 固定資産税 ・ 法人市民税
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税
その他（ ）

3. 滞納あり

（分割納付約束履行中）

（滞納解消予定時期 年 月 日）

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納 税 課 長

委 任 状

私は_____を代理人と定め、下記の行為を委任します。

記

熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第7条、第9条、第11条及び第13条に関する書類作成と提出の件

年 月 日

委任者 住 所

氏 名 印

熊本市長 （宛）

※委任状は、必ず委任者が自筆で記入してください。

誓 約 書

私(代理人)は、下記のことを誓約します。

記

熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱、その他関係規定に基づき、補助金書類を作成、提出いたします。特に、実績報告の浄化槽工事写真につきましては、添付漏れが無いよう十分注意します。

浄化槽工事写真の添付漏れ等、書類不備を理由とする補助金の交付取消しがあり得る事を承諾の上、補助金書類を作成、提出いたします。

年 月 日

代理人 住 所

氏 名 印

熊本市長 （宛）

第 9 号様式（第 2 1 条関係）

権利承継届出書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 住所

氏名

熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 2 1 条の規定により、次のとおり権利の承継を届出します。

また当該浄化槽について、熊本市浄化槽取扱要綱等に基づき、保守点検、清掃及び法定検査を適正に行うことを誓います。

設置場所	熊本市
故人との事柄	
住宅の種類	☐ 専用住宅（ 人槽）
及び浄化槽人槽	☐ 併用住宅（住居部分 人槽）（その他 人槽）
補助金交付決定（確定）額	¥

添付書類

- 1 申請者の出生から死亡までの戸籍一式
- 2 他の相続人から同意が得られていることが分かる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類